

土木工事における適正な工期設定のガイドライン（森林土木工事編） 対照表

ページ	改定前（令和8年9月30日まで適用）	改定後（令和8年10月1日以降適用）																																																																																																																																
②準備期間（P5）	別表1 準備・後片付け期間 <table><tr><th rowspan="2">工種区分</th><th colspan="2">準備期間</th><th colspan="2">後片付け期間</th></tr><tr><th>日数</th><th>備考</th><th>日数</th><th>備考</th></tr><tr><td>河川工事</td><td>40日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>40日</td><td>プレテン桁を含む</td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>治山・地すべり工事</td><td>40日</td><td></td><td>15日</td><td></td></tr><tr><td>海岸工事</td><td>40日</td><td></td><td>15日</td><td></td></tr><tr><td>道路工事</td><td>40日</td><td></td><td>15日</td><td></td></tr><tr><td>鋼橋架設工事</td><td>90日</td><td>照査、材料手間期間を含む</td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>P C橋工事</td><td>70日</td><td>支承製作を含む※注1</td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>舗装工事</td><td>50日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>橋梁舗装工事</td><td>60日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>道路維持工事</td><td>50日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>トンネル工事</td><td>80日</td><td>トンネル仮設備（プラント等） 設置期間は含まない</td><td>20日</td><td></td></tr></table>	工種区分	準備期間		後片付け期間		日数	備考	日数	備考	河川工事	40日		20日		河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日		治山・地すべり工事	40日		15日		海岸工事	40日		15日		道路工事	40日		15日		鋼橋架設工事	90日	照査、材料手間期間を含む	20日		P C橋工事	70日	支承製作を含む※注1	20日		舗装工事	50日		20日		橋梁舗装工事	60日		20日		道路維持工事	50日		20日		トンネル工事	80日	トンネル仮設備（プラント等） 設置期間は含まない	20日		別表1 準備・後片付け期間 <table><tr><th rowspan="2">工種区分</th><th colspan="2">準備期間</th><th colspan="2">後片付け期間</th></tr><tr><th>日数</th><th>備考</th><th>日数</th><th>備考</th></tr><tr><td>河川工事</td><td>40日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>40日</td><td>プレテン桁を含む</td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>治山・地すべり工事</td><td>30日</td><td></td><td>10日</td><td></td></tr><tr><td>海岸工事</td><td>30日</td><td></td><td>10日</td><td></td></tr><tr><td>道路工事</td><td>30日</td><td></td><td>10日</td><td></td></tr><tr><td>鋼橋架設工事</td><td>90日</td><td>照査、材料手間期間を含む</td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>P C橋工事</td><td>70日</td><td>支承製作を含む※注1</td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>舗装工事</td><td>50日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>橋梁舗装工事</td><td>60日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>道路維持工事</td><td>50日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr><tr><td>トンネル工事</td><td>80日</td><td>トンネル仮設備（プラント等） 設置期間は含まない</td><td>20日</td><td></td></tr></table>	工種区分	準備期間		後片付け期間		日数	備考	日数	備考	河川工事	40日		20日		河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日		治山・地すべり工事	30日		10日		海岸工事	30日		10日		道路工事	30日		10日		鋼橋架設工事	90日	照査、材料手間期間を含む	20日		P C橋工事	70日	支承製作を含む※注1	20日		舗装工事	50日		20日		橋梁舗装工事	60日		20日		道路維持工事	50日		20日		トンネル工事	80日	トンネル仮設備（プラント等） 設置期間は含まない	20日	
工種区分	準備期間		後片付け期間																																																																																																																															
	日数	備考	日数	備考																																																																																																																														
河川工事	40日		20日																																																																																																																															
河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日																																																																																																																															
治山・地すべり工事	40日		15日																																																																																																																															
海岸工事	40日		15日																																																																																																																															
道路工事	40日		15日																																																																																																																															
鋼橋架設工事	90日	照査、材料手間期間を含む	20日																																																																																																																															
P C橋工事	70日	支承製作を含む※注1	20日																																																																																																																															
舗装工事	50日		20日																																																																																																																															
橋梁舗装工事	60日		20日																																																																																																																															
道路維持工事	50日		20日																																																																																																																															
トンネル工事	80日	トンネル仮設備（プラント等） 設置期間は含まない	20日																																																																																																																															
工種区分	準備期間		後片付け期間																																																																																																																															
	日数	備考	日数	備考																																																																																																																														
河川工事	40日		20日																																																																																																																															
河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日																																																																																																																															
治山・地すべり工事	30日		10日																																																																																																																															
海岸工事	30日		10日																																																																																																																															
道路工事	30日		10日																																																																																																																															
鋼橋架設工事	90日	照査、材料手間期間を含む	20日																																																																																																																															
P C橋工事	70日	支承製作を含む※注1	20日																																																																																																																															
舗装工事	50日		20日																																																																																																																															
橋梁舗装工事	60日		20日																																																																																																																															
道路維持工事	50日		20日																																																																																																																															
トンネル工事	80日	トンネル仮設備（プラント等） 設置期間は含まない	20日																																																																																																																															
④不稼働日数（P6）	なお、当初発注時における雨休率については、「雨休率（α）：<u>0.9</u>（4週8休）」を適用する。 別表2 降雨降雪、猛暑日日数 <table><tr><th>観測所・ 地点名称</th><th>①降雨降雪日数 〔日/年〕</th><th>②猛暑日日数 〔日/年〕</th></tr><tr><td><u>松江</u></td><td><u>38</u></td><td><u>6</u></td></tr></table>	観測所・ 地点名称	①降雨降雪日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕	<u>松江</u>	<u>38</u>	<u>6</u>	なお、当初発注時における雨休率については、「雨休率（α）：<u>0.84</u>（4週8休）」を適用する。 別表2 降雨降雪、猛暑日日数 <table><tr><th>観測所・ 地点名称</th><th>①降雨降雪日数 〔日/年〕</th><th>②猛暑日日数 〔日/年〕</th></tr><tr><td><u>大田、川本、瑞穂</u></td><td><u>35</u></td><td><u>8</u></td></tr></table>	観測所・ 地点名称	①降雨降雪日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕	<u>大田、川本、瑞穂</u>	<u>35</u>	<u>8</u>																																																																																																																				
観測所・ 地点名称	①降雨降雪日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕																																																																																																																																
<u>松江</u>	<u>38</u>	<u>6</u>																																																																																																																																
観測所・ 地点名称	①降雨降雪日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕																																																																																																																																
<u>大田、川本、瑞穂</u>	<u>35</u>	<u>8</u>																																																																																																																																

土木工事における適正な工期設定のガイドライン（森林土木工事編） 対照表

ページ	改定前（令和8年9月30日まで適用）	改定後（令和8年10月1日以降適用）
【施工条件書の記載例】 (P13)	※最新の特記仕様書を確認の上、使用すること。 【施工条件書の記載例】 特記仕様書の作成例（積み上げ方式） 工期に関する特記仕様書（森林土木） 1. 当初工期の日数算出方法 積み上げ方式による工期設定 上記が「その他」の場合の具体的な設定方法 2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無 上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由 3. 当初工期に見込んでいる各種日数 i) 工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.9）を見込み、設定している。 なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。 工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。 総工期 ①準備期間 ②後片付け期間 ③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数 0.9 ④雨休率以外の作業不能期間 ⑤施工パーティ（班）数 ⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等） 天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。 イ) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：38日/年 ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：6日/年 （小数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数） 過去5か年の気象庁（松江観測所）及び環境省（松江地点）のデータより年間の平均発生日数を算出 ii) 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 4. 当初工期の確認 受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であることを速やかに確認しなければならない。 なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。 5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法 島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。 なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合には、「土木工事における適正な工期設定のガイドライン」に基づき、工期の変更に応じるなど適切な措置を講じなければならない。 また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。 6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について 当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。	※最新の特記仕様書を確認の上、使用すること。 【施工条件書の記載例】 特記仕様書の作成例（積み上げ方式） 工期に関する特記仕様書（森林土木） 1. 当初工期の日数算出方法 積み上げ方式による工期設定 上記が「その他」の場合の具体的な設定方法 2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無 上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由 3. 当初工期に見込んでいる各種日数 i) 工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.84）を見込み、設定している。 なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。 工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。 総工期 ①準備期間 ②後片付け期間 ③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数 0.84 ④雨休率以外の作業不能期間 ⑤施工パーティ（班）数 ⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等） 天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。 イ) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：35日/年 ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日/年 （小数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数） 過去5か年の気象庁（大田、川本、瑞穂観測所）及び環境省（大田、川本、瑞穂地点）のデータより年間の平均発生日数を算出 ii) 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 4. 当初工期の確認 受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であることを速やかに確認しなければならない。 なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。 5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法 島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。 なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合には、「土木工事における適正な工期設定のガイドライン」に基づき、工期の変更に応じるなど適切な措置を講じなければならない。 また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。 6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について 当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。